



フェア・ユースの歴史的展開—我が国のフェア・ユース導入のための議論の素材となるもの—

漕, 麻依子

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7241号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007241>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	瀧 麻依子
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	フェア・ユースの歴史的展開 —我が国のフェア・ユース導入ための 議論の素材となるもの—
審査委員	主査 教授 島並 良 教授 泉水文雄 准教授 前田 健 准教授 木下昌彦

本論文は、フェア・ユースについての歴史研究および各国の比較研究を行い、著作権法における権利制限規定のあり方について示唆を得ることを目的とするものである。

第1章は序論とし、まず本稿が取り扱うフェア・ユースとは何かについて示した上で、本稿の問題意識を整理している。

第2章は、フェア・ユースの発生と題し、イギリスの判例を整理している。具体的には、世界の著作権法の祖とも評されるアン女王法について概観し、続いてアン女王法下におけるイギリスの裁判例について紹介・検討している。というのも、フェア・ユースがアメリカに特有のものであることから、判例の整理はアメリカから始められることが多いが、アメリカのフェア・ユースの起源とされる *Folsom v. Marsh* が先例として引用したのは、イギリスの判例であったからである。本論文は、いわゆる「公正な縮約」に始まるイギリスの判例の展開を追った上で、アメリカのフェア・ユースの起源として著名な2つの判例 *Folsom v. Marsh* と *Lawrence v. Dana* について、事件の背景も含めて詳細に分析している。

第3章では、アメリカにおいて判例上の法理であったフェア・ユースがどのように立法化されたかについて理解するために、その立法資料を精査している。その冒頭では、20世紀初頭のアメリカにおいてフェア・ユースがどのように理解されていたかを、体系書の記述などをふまえて整理している。それに続いて、1958年に提出されたいわゆる *Latman* 報告書を筆頭に、その後、議会や委員会においてまとめられた報告書において、フェア・ユース規定の導入に向けてどのような議論が行われ、また、条文の草案が形成されていったかを丁寧に追っている。その結果、1976年の著作権法全面改正において107条としてフェア・ユース規定が入るまでの紆余曲折の大意が明らかにされている。

第4章は、アメリカ以外の国におけるフェア・ユース類似制度について取り上げている。対象とする国は、イギリス、カナダ、オーストラリアである。第2章で明らかにした通り、アメリカのフェア・ユースは、そもそもイギリスの裁判所において発生した「公正な縮約」に関する法理を先例とし、発展してきたものであった。そこで、そうした素地のあるイギリスにおいて、1911年に著作権法の全面的な改正を行った際に取り入れた権利制限規定であるフェア・ディーリングについてまず検討を行っている。そして、1911年法と前後して、イギリスにおいてフェア・ユースに関する議論がどうなったかを探っている。さらに、20世紀後半になってイギリス国内に現れたフェア・ユース導入を勧告する報告書等を取り上げ、その内容を整理している。また続いて、20世紀になって提出された報告書を取り上げ、フェア・ユースに対する論調に変化があったことを確認している。そして最後に、カナダとオーストラリアの両国において、フェア・ユースがどのように論じられてきたか、具体的にはカナダで権利制限の議論に大きな影響を与えた3つの最高裁判決を順に検討し、オ

ーストラリアで繰り返し提出されている報告書の中でフェア・ユースをどのようにとらえているかについて整理を行っている。

第5章においては、日本の著作権法における権利制限規定の展開を概観している。まず、旧著作権法の時代にどのような権利制限規定が置かれていたか、権利制限規定についてどのように理解されていたかを、当時の立法者の手による書籍や立法資料などにもふれながら整理している。そして、昭和45年に全面改正された現行著作権法の改正時に、権利制限規定についてどのような議論が行われていたかを、権利制限規定のあり方を問う近時の裁判例にも触れながら概観している。続いて、平成24年法改正に向けて行われた議論とその帰結を整理した上で、最後に、平成29年に文化審議会著作権分科会の報告書として取りまとめられた報告書を取り上げ、直近の著作権法改正においてどのような視点から議論が進められたのかを検討している。

そして、第6章では、本稿を総括するとともに、日本の権利制限規定の今後についてありうる選択肢を示している。そして最後に、本稿が残した課題について整理し、今後の研究展望を述べて本稿の結びとしている。

1. 本論文は、著作権法におけるフェア・ユース制度、すなわち固定化した特定の要件ではなく、諸事情を総合的に衡量した上で著作権の制限を柔軟に判断する規定に焦点をあて、その立法化の是非に関する議論状況を、歴史的・記述的観点から調査研究したものである。本論文の軸になっているのは、最終的にフェア・ユース制度を導入するという結論に至った20世紀前半のアメリカの議論と、逆に最終的にフェア・ユース制度の導入には至っていないイギリスを中心とした英連邦圏の20世紀後半から21世紀における議論の対比である。近年、我が国を含む各国でフェア・ユース規定の導入論議が活発化しているが、本論文は、そのような議論の前提となる素材を制度の淵源にまで遡って提示しようという野心的な試みといえる。

2. 本論文の特徴および価値として、次の3点を挙げることができる。

第一に、アメリカのフェア・ユース制度導入時における議論状況については、既に我が国においても複数の紹介論文が存在しているが、本論文は当時の議会資料も含め、膨大な素材からその成立までの足取りを丁寧に辿っている。その調査の範囲と深さは、従来の日本の論文には類例のない規模となっていると評価できる。また、英連邦圏の国々が、フェア・ユース制度の導入に向けていかなる検討を行ってきたのかについても、日本ではこれまで十分な研究がなされてきたとは言い難く、カナダとオーストラリアを対象に、これについて深く切り込んだ本論文は、今後の我が国の研究と議論の蓄積において大きな意義を有するものと考えられる。

第二に、従来、通俗の見方として、アメリカはフェア・ユースの国、イギリスはフェア・ディールディングの国としてそれぞれ固定化しているという見方もあったが、本論文は、アメリカにおいてもフェア・ユースの導入に際して様々な議論があり、また、イギリスにおいてもフェア・ユースの導入に向けた議論がなされ動揺していることを克明に跡づけることに成功している。多くの国において、「フェア・ユース」という名称あるいはアメリカの著作権法と同一の内容をもった法改正は、様々な議論の末に最終的に回避されてはいるものの、イギリスにおいてはフェア・ディールディングの拡充のように、ある程度柔軟な権利制限規定の創設というかたちで対応してきたことが伺える。この点は、何をフェア・ユース規定と呼ぶかは別にして、我が国の立法に対しても多様で段階的な規定の可能性を示唆するものであり、大変興味深い。

第三に、本論文では、著者のこれまでの問題関心を反映して、所有権や特許権との対比の上で、著作権制度の本質を踏まえた着実な研究がなされている。著作権の制限規定がどこまで柔軟であるべきかは、著作権がどこまで「財産権 (property)」としての性質を持つべきかにもかかわる。本論文で紹介された英米の論議において、本来は明確で安定的であ

るはずの、しかし実際には柔軟化された他の財産権制度との比較が随所に顔を出しており、日本での従来の議論にはない新しい視点を提供するものである。

3. とはいえ、そのような本論文にも残る課題がないわけではない。たとえば、本論文の対象は、フェア・ユースの導入に向けた議論それ自体に向けられているため、20世紀後半に進展したアメリカにおけるフェア・ユースの具体的な運用状況・判例法理の展開については、ほとんど触れられていない。ところが、アメリカにおけるフェア・ユースも実際には完全に個別具体的な衡量によってなされるのではなく、判例法の蓄積によりある程度は定型化され予測可能性のあるものとなっている。アメリカ以外の国におけるフェア・ユース導入に向けた議論状況において、このような判例法理それ自体はどのように捉えられていたのか、もう少し深く検討されてもよかつたのではないかと考える。

また、本論文の副題は、「我が国のフェア・ユース導入のための議論の素材となるもの」とされているが、本論文の全体を通じて、どのように、あるいは、どのような意味で、本論文の内容が「議論の素材」となりうるのかが必ずしも明確ではない。本論文は、記述的な意味において精緻な調査がなされているが、特に裁判所・裁判官に対する国民の意識の違い等の社会学的な検討も踏まえて、その調査結果と我が国の今後の議論を架橋する要素が今後付加されれば、本論文の意義は飛躍的に向上するものと考えられる。

しかしながら、複数国における制度史をテーマとした本論文において、国境を越えた影響関係を網羅的に検討し、さらには日本法の将来像を明確に提示することは、本論文が著者にとって研究者としての実質的デビュー作となることを踏まえると望蜀を述べるものであり、それは歴史的・記述的研究を主たる目的とした本論文において不可欠の要素ではない。今後、著作権の制限規定に関して日本を含む各国の立法・解釈にわたる動向を睨みつつ、著者がさらに考察を深めていくことを期待するべきである。したがって、この点が先に述べた本論文の持つ本質的な価値を損なうものではない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である瀧麻依子氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成30年3月13日

審査委員 主査 教授 島並 良

教授 泉水文雄

准教授 前田 健

准教授 木下昌彦